

ワークライフバランスに関する表彰認定のご紹介

アスカカンパニーでは10年以上前から、両立支援制度を中心に社員のワークライフバランス実現への取り組みを行ってまいりました。

そうした積極的な取り組みが認められ、いくつか社外的な表彰・認定等をいただいております。今回は弊社がいただいている表彰・認定制度についてご紹介いたします。

ユースエール認定 (2020 厚生労働省)



ユースエール認定(若者雇用促進法に基づく認定)制度とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

ユースエール認定企業になるためには、以下のような認定基準を満たす必要があります。

- ◎直近3事業年度の新卒者など正社員として就職した人の離職率が20%以下
- ◎前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
- ◎前事業年度の正社員の有給休暇取得率が平均70%以上または、年間取得日数が平均10日以上
- ◎直近3事業年度で、男性の育児休業取得者が1人以上または、女性の育児休業取得率が75%以上

アスカカンパニーの実績としましては、有給休暇取得率79.8%(平均取得日数13.6日)、月平均所定外労働時間11.4h、男性の育児休業取得者1名かつ女性の育児休業取得率100%となっています。

認定基準が厳しいことや、認定後も1年毎に労働局による継続審査があることもあり、兵庫県内の認定企業数は弊社を含め9社となっています。



認定交付式(左:弊社社長 長沼恒雄)

女性のチカラを活かす企業認証 (2019 宮城県)



この制度は、女性の登用・配置状況や仕事と家庭の両立支援等に関する「ポジティブ・アクション・シート」の20項目のうち、一定基準を満たした企業を宮城県が認証する制度です。

認定基準の一例は以下のようなものです。

- ◎女性正社員の平均勤続年数が10年以上
- ◎管理職に占める女性の割合が10%以上
- ◎3歳以降の子を持つ社員が利用できる育児短時間勤務制度の導入(アスカカンパニーでは小学校4年生以降も利用可能)

2019~2020 宮城県認証企業

ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰 (2018 兵庫県)

ひょうご仕事と生活センターが主宰されている企業表彰制度です。「ひょうご仕事と生活センター」は、「仕事と生活のバランス」を全県的に推進する拠点として、兵庫県・連合兵庫・兵庫県経営者協会との協働の下、平成21年に設置されました。



表彰式(右:弊社取締役統括責任者 門脇 弘朋)

多様な働き方の導入や、仕事と家庭生活の両立の促進など、「仕事と生活のバランス」実現推進のために先進的な取組を実施している企業・団体等が表彰されます。

表彰の対象となる取り組み例は以下の通りです。

- ◎働き方の見直し:業務の効率化や長時間労働削減に向けての取組
- ◎仕事と家庭の両立支援制度の導入と普及:両立支援制度の導入・拡充や制度活用促進の取組
- ◎多様な人材の活用:在宅勤務、フレックスタイム、短時間勤務正社員の導入など
- ◎意識改革:社内のコミュニケーションの活性化や、職場風土の改善につながる取組など



ひょうご女性の活躍企業表彰 (2018 兵庫県)

兵庫県内における女性の活躍に係る気運醸成を図るため、女性の育成・登用や職場環境の改善等に取り組んでいる事業所に贈られる表彰です。こちらは大企業・中小企業問わず表彰の対象となります。



表彰式(前列左端:弊社取締役統括責任者 門脇 弘明)

表彰の対象となる条件の一例は以下の通りです。

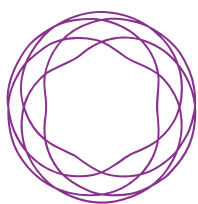
- ◎女性の活躍や登用に関する具体的な方針があること
- ◎女性の活躍や登用に関する具体的な取組および、環境整備を推進していること
- ◎女性の管理職比率が上昇している、役員に女性を登用しているなど、各種の取組による成果、実績があること
- ◎その他、女性の活躍や登用に関する先進的な取組をしていること



兵庫県からの表彰2件(仕事と生活のバランス、女性活躍)をどちらも受賞している兵庫県の企業は、大企業・中小企業を合わせて現在アスカカンパニーを含む14社となっていますが、ユースエール認定も取得している中小企業は弊社1社のみです。

地域未来牽引企業 (2017 経済産業省)

この認定制度は、地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれ、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手である企業が選定されるものです。



地域未来牽引企業

- 高い付加価値を創出していることなどの企業情報のデータベースに基づく定量的な指標
- 自治体や商工団体、金融機関等の関係者からの今後の地域経済への貢献等が期待される企業の推薦

という2つの方法により、外部有識者委員会の検討も踏まえて選定が行われます。アスカカンパニーは、北播磨県民局様からの推薦をいただき認定企業として選定されました。

健康経営優良法人 (2019 ~ 経済産業省)

「健康経営優良法人」認定制度とは、地域の健康課題に即した取り組みや、日本健康会議が進める健康増進の取り組みを基に、特に優良な健康経営を実践している大企業・中小企業等を顕彰する制度です。アスカカンパニーは、「中小規模法人部門」にて認定をいただきました。

認定基準は以下の通りです。

- ①定期健診受診率(実質100%)
- ②受診勧奨の取り組み
- ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施
- ④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定
(※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする)
- ⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定
- ⑥適切な働き方実現に向けた取り組み
- ⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み
- ⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑬以外)
- ⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み
- ⑩食生活の改善に向けた取り組み
- ⑪運動機会の増進に向けた取り組み
- ⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み
- ⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み
- ⑭長時間労働者への対応に関する取り組み
- ⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み



2019
健康経営優良法人
Health and productivity

上記の認定基準15項目のうち、7項目以上の基準を達成することで認定されます。

今後も性別・年齢問わず「働きやすい」職場環境の整備に向けて、積極的に取り組んでまいります。